



令和7年度から介護保険法施行令の一部改正により 所得段階基準の一部が変更になります

これまで第1および第4段階の所得基準は「80万円以下」と定められていましたが、令和6年老齢基礎年金(満額)の支給額が80万円を超えることから、老齢基礎年金受給者の保険料負担への影響を抑えることを目的に、令和7年度から「80万9千円以下」に引き上げられます。変更後の所得段階は下表のとおりです。

■65歳以上の介護保険料 (令和7年度)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円 以下の人	基準額×0.285 22,300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円 超120万円以下の人	基準額×0.485 37,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.685 53,500円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円 以下の人	基準額×0.90 70,200円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円 超の人	基準額 78,000円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20 93,600円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 101,400円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 117,000円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70 132,600円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.80 140,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.00 156,000円
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.10 163,800円
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.20 171,600円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません
※所得金額とは、前年(2024年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額)を用います

問 困高齢者支援課介護保険係(☎内線1186)